

労働条件チェックリスト

－ 割増賃金の基礎となる賃金について－



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

2023年の相模原労働基準監督署管内における監督実施状況及び措置状況で割増賃金関係違反が多く認められました。

違反の態様で特に多いものは

「手当不算入」

によるものです。

2023年労働基準法違反状況※

1	割増賃金	第37条
1	労働時間	第32条
3	労働条件明示	第15条
4	年次有給休暇	第39条
5	休憩	第34条
6	就業規則	第89条

※相模原労働基準監督署管内

「割増賃金の基礎となる賃金」 を適切に理解し、支払状況をチェックしましょう。

チェック!

「割増賃金の基礎となる賃金」にすべての諸手当が含まれている

以下一部または全部の諸手当が含まれていない場合

- 除外する手当が適正 ①を確認しましょう
- 除外する手当の具体的範囲が適正 ②を確認しましょう

① 「割増賃金の基礎となる賃金※」から除外できるもの

以下の(1)～(7)は、割増賃金の基礎となる賃金から除外できます。

(労働基準法第37条第5項、労働基準法施行規則第21条)

- (1) 家族手当
- (2) 通勤手当
- (3) 別居手当
- (4) 子女教育手当
- (5) 住宅手当
- (6) 臨時に支払われた賃金
- (7) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金



例示ではなく、限定列挙のため、これらに該当しない賃金はすべて参入!

また、名称の如何を問わず実質で判断し、各手当の具体的範囲に定めがあります。詳しくは裏面をチェック!



割増賃金の基礎となる賃金

※割増賃金の基礎となるのは、所定労働時間の労働に対して支払われる「1時間当たりの賃金額」で、月給制の場合、次のように計算します。

月の所定賃金額（諸手当含む） ÷ 1か月の（平均）所定労働時間

② 除外できる手当の具体的範囲について

家族手当、通勤手当、住宅手当について、除外できる手当の具体的範囲は、以下のとおりです。



家族手当

扶養家族の人数またはこれを基礎とする家族手当額を基準として算出した手当

除外できる例

扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に応じて支給するもの。

例:扶養義務の家族一人につき、1か月あたり配偶者1万円、その他の家族5千円を支給する場合。

除外できない例

扶養家族の有無、家族の人数に関係なく一律に支給するもの。

例:扶養家族の人数に関係なく、一律1か月1万5千円を支給する場合。

通勤手当

通勤距離または通勤に要する実際費用に応じて算定される手当

除外できる例

通勤に要した費用に応じて支給するもの。

例:6か月定期券の金額に応じた費用を支給する場合。

除外できない例

通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給するもの。

例:実際の通勤距離にかかわらず1日300円を支給する場合。

住宅手当

住宅に要する費用に応じて算定される手当

除外できる例

住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するもの。

住宅に要する費用を段階的に区分し、費用が増えるにしたがって額を多くして支給するもの

例:賃貸住宅居住者には家賃の一定割合、持家居住者にはローン月額一定割合を支給する場合。家賃月額5~10万円の者には2万円、家賃月額10万円を超える者には3万円を支給する場合。

除外できない例

住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの。

住宅以外の要素に応じて定率または定額で支給するもの。

全員に一律で支給するもの。

例:賃貸住宅居住者には2万円、持家居住者には1万円を支給する場合。扶養家族がある者には2万円、扶養家族がない者には1万円を支給する場合。

ご不明の点は、相模原労働基準監督署にお問合せください。